



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年12月19日金曜日 第2633号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（6件）.....（経営支援課）...1035
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）...1038
 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）...1039
 保安林予定森林.....（ " ）...1039
 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....（建築住宅課）...1039
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....（会計課）...1039
 指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1040
 指定居宅サービス事業者の指定.....（ " ）...1040
 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）...1040
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1040
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）...1041
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）...1041
 道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1041
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1041
 道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....（ " ）...1042
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1042
 道路の区域変更（県道上猿田三島線）.....（ " ）...1042
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1042
 指定居宅サービス事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）...1042
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1043
 指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）...1043
 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）...1043
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1043
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）...1043
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）...1044
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....（ " ）...1044
 道路の供用開始（県道久万中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1044

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）...1044

告 示

○愛媛県告示第1382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町甲19-66-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社スイートガーデン 代表取締役 小池 和則 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1	株式会社スイートガーデン 代表取締役 富川 俊昭 兵庫県神戸市西区高塚台5丁目4番地1	平成26年4月1日 ほか	平成26年12月9日

		株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志 高知県高知市本町4 丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町4 丁目1番16号	平成22年 1月1日
		株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 富子 香川県高松市丸亀町 4番地8	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次 香川県高松市丸亀町 4番地8	平成24年 11月12日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116 - 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	堤製パン株式会社 代表取締役 堤 敏朗 四国中央市中曾根町 402 - 1	堤製パン株式会社 代表取締役 堤 敏朗 香川県観音寺市豊浜 町箕浦2522 - 1	平成17年 1月1日	平成26年 12月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町甲1966-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成26年12月15日	平成26年12月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ西条店	西条市福武字沢ノ前甲971番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成26年12月15日	平成26年12月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田字若藤甲841番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成26年12月15日	平成26年12月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116 - 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成26年12月15日	平成26年12月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1388号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	星岡	平成24年度から平成26年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
松山市	天山	平成24年度から平成26年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成26年12月19日

○愛媛県告示第1389号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市樋口字信ヶ谷乙303の3から乙303の5まで、乙303の8、乙303の10から乙303の13まで、乙303の19、乙303の21、乙303の22、乙303の24、乙303の28、乙303の30から乙303の34まで、乙305から乙308まで、乙309の1、乙309の2、乙312の1、乙312の2、乙320、乙322、乙325の1、乙325の2、乙328、乙331、乙332の1から乙332の3まで、乙333の1、乙333の3、乙333の4、乙334、字椿ヶ谷乙335の1、乙336の1、乙338の1、乙341の1から乙341の3まで、乙342から乙344まで、乙347、乙348の1、字日吉谷乙353の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字信ヶ谷乙303の3から乙303の5まで・乙303の8・乙303の21・乙303の22・乙332の1から乙332の3まで・乙333の1・乙333の4・乙334・字椿ヶ谷乙338の1・乙348の1（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、字信ヶ谷乙333の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1390号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

四国中央市寒川町字寒川山乙72

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寒川山乙72（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により株式会社建築構造センターから構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、平成26年12月22日から施行する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号
省略		省略	

○愛媛県告示第1392号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成26年12月22日から施行する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国銀行川之江支店</td> <td><u>四国中央市川之江町4062番地 4</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略		中国銀行川之江支店	<u>四国中央市川之江町4062番地 4</u>	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国銀行川之江支店</td> <td><u>四国中央市川之江町4067番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略		中国銀行川之江支店	<u>四国中央市川之江町4067番地 1</u>	省略		2 省略	2 省略
名 称	位 置																		
省略																			
中国銀行川之江支店	<u>四国中央市川之江町4062番地 4</u>																		
省略																			
名 称	位 置																		
省略																			
中国銀行川之江支店	<u>四国中央市川之江町4067番地 1</u>																		
省略																			

○愛媛県告示第1393号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。
 平成26年12月19日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500137	株式会社鎌倉総合企画	香川県木田郡三木町氷上406番地7	鎌倉圭佑	児童発達支援	ナイス いいはま	新居浜市上原一丁目1番46号	平成26年12月1日

○愛媛県告示第1394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
 平成26年12月19日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社あさひ	デイサービスたいよう	愛媛県西条市喜多川452番地1	平成26年11月1日	通所介護
株式会社レインボーフラワー	フィットネス型デイサービスセンター 煌き	愛媛県西条市三津屋南7番地7 K & T - 1階	平成26年11月22日	通所介護

○愛媛県告示第1395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
 平成26年12月19日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
白石産業合同会社	しらいし介護ステーション	愛媛県今治市旭町二丁目3番5号今治地域地場産業振興センター	平成26年11月27日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
 平成26年12月19日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社あさひ	デイサービスたいよう	愛媛県西条市喜多川452番地1	平成26年11月1日	介護予防通所介護
株式会社レインボーフラワー	フィットネス型デイサービスセンター 煌き	愛媛県西条市三津屋南7番地7K&T 1階	平成26年11月22日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年12月19日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810200638	社会福祉法人石会	今治市延喜甲301番地1	石山 新	生活介護	障害者施設 のま	今治市延喜甲301番地1	平成26年12月1日
3810200638	社会福祉法人石会	今治市延喜甲301番地1	石山 新	就労継続支援B型	障害者施設 のま	今治市延喜甲301番地1	平成26年12月1日

○愛媛県告示第1398号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第10884号	平成22年6月27日	(株)さくら工業	桜井 健吾	今治市喜田村4-13-53	平成26年11月28日	電気工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山2945番4から 同町上山2957番4まで	旧	メートル 4.4~15.9	キロメートル 0.085	
			新	12.1~22.7	0.083	

○愛媛県告示第1400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山2945番4から 同町上山2957番4まで	平成26年12月19日

○愛媛県告示第1401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮696番1地先から 同町新宮726番地先まで	旧	メートル 4.7～18.3	キロメートル 0.238	
			新	8.4～20.7	0.238	

○愛媛県告示第1402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮696番1地先から 同町新宮726番地先まで	平成26年12月19日

○愛媛県告示第1403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字宮ノ東612番15から 同市中首根町字下石床2657番8まで	旧	メートル 4.9～6.2	キロメートル 0.101	
			新	5.3～6.4	0.101	

○愛媛県告示第1404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字宮ノ東612番15から 同市中首根町字下石床2657番8まで	平成26年12月19日

○愛媛県告示第1405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
 平成26年12月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 愛隣園	ホームヘルプサービス ガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番地1	平成26年11月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年12月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 愛隣園	ホームヘルプサービス ガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番地1	平成26年11月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社縁エンタープライズ	デイサービス心音	愛媛県宇和島市栄町港2丁目4番16号	平成26年11月1日	通所介護
株式会社JBPケアサポート	介護付き有料老人ホーム 空海の里	愛媛県大洲市柚木752番地1	平成26年11月1日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ファミリー合同会社	アシスト居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城179番地1	平成26年11月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社縁エンタープライズ	デイサービス心音	愛媛県宇和島市栄町港2丁目4番16号	平成26年11月1日	介護予防通所介護
株式会社JBPケアサポート	介護付き有料老人ホーム 空海の里	愛媛県大洲市柚木752番地1	平成26年11月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 白寿会	ヘルパーステーション西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地5号	平成26年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 白寿会	ヘルパーステーション西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地5号	平成26年11月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1412号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年12月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
菅 毅	管外科胃腸科医院	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1590	平成26年11月20日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2550番2から 同町白杵2545番1まで	平成26年12月19日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年12月8日	特定非営利活動法人 共育コーディネートグループS H A K E	敷 村 一 元	松山市水産町995番地3	この法人は、子どもやその保護者、または子どもの健全育成に関わる者に対して、子どもの個性、社会性、協調性、創造性等により構成される「社会力」を育てるための遊び等を通じた活動に関する事業を行い、人と人との輪を大切にしていくことで、子どもにやさしい、ふれあいと活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。